

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

「インデックスファンド Jリート」 約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定する「インデックスファンド Jリート」（以下、当ファンドといいます。）につきまして、運用効率の向上を図り、かつ当ファンドを安定的に運営するため、ファミリーファンド方式への移行に伴う約款変更を行なうとともに、受益者の利便性向上を図るため、購入・換金における適用基準価額の変更や信託財産留保額の撤廃などの約款変更も行なう予定です。

<約款変更（予定）の概要>

変更内容	変更実施日（予定）
① ファミリーファンド方式への移行	
A) 投資対象とするマザーファンドの追加	2024年6月18日
B) 直接投資方式の廃止	2024年9月18日
② 購入・換金における適用基準価額の変更、信託財産留保額の撤廃	2024年6月18日
③ 購入・換金における申込不可日の設定	2024年5月15日
④ ファンド名称の変更	2024年6月18日
⑤ その他、マザーファンド約款と平仄を合わせるための変更	2024年6月18日

※このたびの変更内容の詳細につきましては、2～4頁目をご高覧ください。

弊社では、このたびの約款変更について、2007年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に基づいて、異議申立手続きを実施いたします。

このたびの信託約款の変更にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

信託約款の変更にご同意いただけない場合には、信託約款の変更に対する異議申立を行なうことができます。（詳細につきましては5～6頁目をご参照下さい。）

私ども日興アセットマネジメントは、これからも、お客様からお預かりした資産の運用成果の実現を第一義としてまいり所存でございます。引き続きご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

当約款変更に関してご不明な点がございましたら、以下の日興アセットマネジメント「お問合せ窓口」までお願いいたします。

フリーダイヤル：0120-25-1404

〈営業時間：午前9時～午後5時／土、日、祝・休日は除きます。〉

（注）上記フリーダイヤルは日興アセットマネジメントのお問合せ窓口になります。お客様の取引状況については同フリーダイヤルではご回答できません。お客様の取引残高については「インデックスファンド Jリート」をご購入された販売会社にお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

◆約款変更（予定）の内容および理由

- 弊社では、以下の約款変更を予定しており、受益者の皆様のご意向を伺うべく、異議申立手続きを実施いたします。

①ファミリーファンド方式への移行

A) 投資対象とするマザーファンドの追加

当ファンドにおいて運用効率の向上を図り、かつ安定したファンド運営を行なうため、ファミリーファンド方式への移行を行ないます。

現在、当ファンドはJリートに直接投資する運用形態（以下、「直接投資方式」といいます。）となっておりますが、新たに投資対象とするマザーファンドとして「インデックス マザーファンド Jリート」を追加し、当該マザーファンドを通じてJリートに投資する運用形態へ変更いたします。

なお、この段階においては、直接投資方式とファミリーファンド方式が並存いたします。2024年6月18日以降速やかに、当ファンドで保有しているJリートを売却し、新たに投資対象とするマザーファンドにて当該Jリートを購入いたします。

※Jリートの入替に伴う売買コストは、日興アセットマネジメントが負担いたします。

B) 直接投資方式の廃止

上記A)に記載の並存期間を経て、直接投資方式を廃止し、ファミリーファンド方式へ完全に移行いたします。

変更前	直接投資方式
変更後 A)	2024年6月18日以降 直接投資方式+ファミリーファンド方式
変更後 B)	2024年9月18日以降 ファミリーファンド方式

②購入・換金における適用基準価額の変更、信託財産留保額の撤廃

受益者の利便性の向上を図るため、当ファンドの購入・換金における適用基準価額を「翌営業日の基準価額」から「当日の基準価額」に変更いたします。また、換金時の負担コストを低減するため、当ファンドの換金時における信託財産留保額（適用基準価額×0.3%）を撤廃いたします。

変更前	・購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ・換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
変更後	・購入申込受付日の基準価額 ・換金申込受付日の基準価額

③購入・換金における申込不可日の設定

上記②に記載の適用基準価額の切り替えに備えるため、2024年6月17日を購入・換金の申込不可日といたします。

変更前	なし
変更後	2024年6月17日

※2024年6月17日を申込不可日としてもお客様に著しい不利益は生じないものと考えております。仮に2024年6月17日に購入・換金の申込が可能だとして、その適用基準価額は翌営業日基準で2024年6月18日の基準価額となります。また、2024年6月18日に購入・換金の申込を行なう場合は、約款変更後となるため、その適用基準価額は当日基準で2024年6月18日の基準価額となります。つまり、2024年6月17日に申込ができなくても2024年6月18日に申込すれば、同じ2024年6月18日の基準価額を適用できることとなります。

ただし、解約代金の支払いについて、2024年6月18日の換金申込では、2024年6月17日に換金申込が可能な場合と比較して、1日遅れが生じます。

④ファンド名称の変更

変更前	インデックスファンド Jリート
変更後	インデックスファンドJリート（東証REIT指数）毎月分配型

⑤その他、マザーファンド約款と平仄を合わせるための変更

その他、投資対象マザーファンドの約款と平仄を合わせるための変更やそれに付随する変更を行ないます。この変更には、以下のような運用制限の変更を含んでおりますが、これに限りません。

変更前	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 外貨建資産への直接投資は行ないません。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

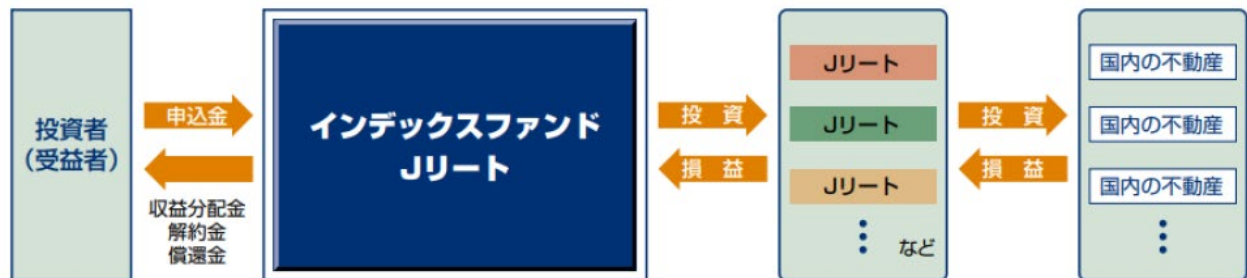
※詳細は、別紙に記載の「信託約款の新旧対照表」をご高覧ください。

◎留意事項

- 当ファンドの信託報酬に変更はございません。
- 「ファンドの仕組み」および「投資対象とするマザーファンドの概要」は、以下の通りです。

◆ファンドの仕組み

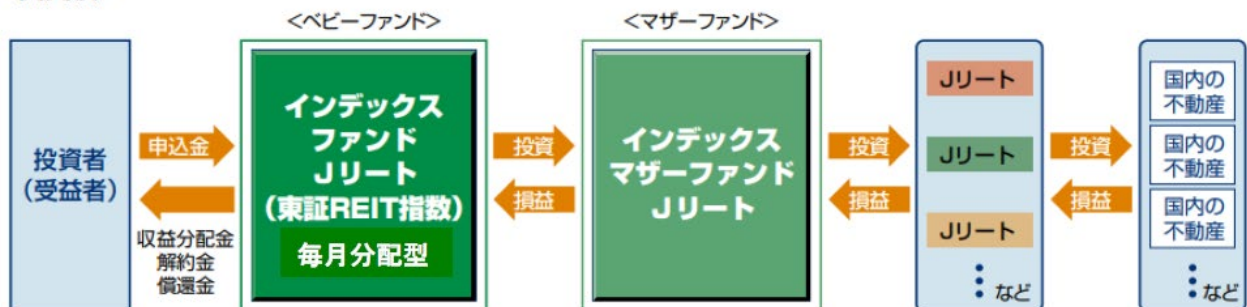
<変更前>



(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャルペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

<変更後>



(主な投資制限)

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <インデックス マザーファンド Jリート>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数（東証REIT指数（配当込み））に連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果を目標として運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。 ・運用にあたって、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は、有価証券指数等先物取引（別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数を対象とする先物取引とします。）を活用したり、対象指数に採用されていない不動産投資信託証券について投資を行なうことがあります。また、対象指数に採用されている不動産投資信託証券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合があります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2015年3月17日設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）

◆約款変更に係る異議申立の手続きについて

「インデックスファンド Jリート」
約款変更（予定）のお知らせをお読み下さい。

約款変更にご同意される方は

約款変更にご同意されない方は

特段のお手続きはございません。

恐れ入りますが、本書面をお読みいただき
ました上、お手続きの手配をお願いいたし
ます。

※ご同意いただけないお客様が保有する2024年3月19日現在の受益権口数が、
2024年3月19日現在における受益権総口数の過半数となった場合には、約款変更
は行なわれません。

【異議申立の根拠】

- 当ファンドの約款変更にあたり、2007年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条とその関係法令に基づいて、お客様は異議申立を行なうことができます。

【対象ファンド】

- インデックスファンド Jリート

【異議申立の方法】

- このたびの約款変更にご異議のあるお客様は、2024年3月19日から2024年4月26日までの間に、下記の必要記載事項をご記入の上、封書にて弊社までご郵送下さい。なお、異議申立書の受付は2024年4月26日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承下さい。

<必要記載事項>

- ①発信日（日付）：お客様が投函される日付をご記入下さい。
- ②お名前・お電話番号・ご住所：「インデックスファンド Jリート」を保有されている販売会社にお届けいただいているものをご記入下さい。
- ③ご購入の販売会社・部支店名・口座番号：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、販売会社名・部支店名・口座番号をご記入下さい。
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ④ファンドの名称：「インデックスファンド Jリート」とご記入下さい。
- ⑤保有口数：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、2024年3月19日現在で保有されている受益権口数をご記入下さい。
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ⑥ご異議を申し立てる旨の文言
：一例として、「上記ファンドの約款変更にご異議を申し立てます。」などの主旨の記載をお願いいたします。

<異議申立書の送付先>

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー
日興アセットマネジメント株式会社 異議申立受付窓口

- 異議申立をされたお客様に対しては、異議申立書面の郵送にかかる郵便代金相当額として、84円分の切手をお返しいたします。当局への届出日である2024年5月14日を目途に、弊社から直接、対象のお客様宛に発送いたします。

【異議申立の判定】

- このたびの約款変更について、期間中（2024年3月19日から2024年4月26日まで）にご異議を申し出られた受益者が保有する2024年3月19日現在の受益権口数の合計が、2024年3月19日現在における受益権総口数の2分の1を超えないときは、2024年5月14日に信託約款変更の届出を行ない、1頁目に記載の変更日に当ファンドにかかる約款変更を順次実施いたします。

【買取請求】

（2007年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条の2に基づく買取請求）

- 約款変更を行なうこととなる場合、ご異議を申し出られた受益者は、自己の保有する受益権についてファンドの信託財産をもって買取することを、2024年5月15日から2024年6月3日までの間に、弊社所定の手続きに基づいてファンドの受託会社（三井住友信託銀行株式会社）に対し請求することができます。（約款変更を実施することとなる場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し出られた受益者の皆様に対して、あらためてご案内させていただきます。）
- なお、ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。また、異議申立の期間中および買取請求の期間中においても、信託約款の規定に従って一部解約を請求することができます。

【買取価額】

- 買取価額は、この約款変更が行なわれない場合に受益権（ファンド）が有すべき公正な価額（受託会社でお客様からの買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じた額を信託財産留保額として控除した価額）とします。
- なお、一部解約時と同様に、この買取によって生じた差益は譲渡所得とみなされ、原則としてお客様ご自身で確定申告を行なっていただくことになります。
- 買取請求による換金の場合、受託会社からお客様の銀行口座への送金に係る手数料および買取計算書の郵送費用をお客様にご負担いただきます。

【個人情報の取扱について】

- ご異議の申出によって弊社が取得したお客様に関する情報は、異議申立、買取請求の手続きを行なうために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- お客様に関する情報は、漏洩・滅失・毀損の防止、その他個人データの保護のために適切に管理されます。
- ご異議を申し出られたお客様に関しましては、お客様の情報を販売会社および受託会社と弊社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。なお、司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合は、お客様に関する情報をお客様の同意なく当該機関に開示することがございます。
- お客様が弊社に提出された個人情報の照会および修正等をご希望される場合には、1頁目に記載の弊社お問合せ窓口までご連絡下さい。
- ご異議を申し出られたお客様が受託会社に対して買取請求を行なう場合、当該お客様は受託会社に個人番号に関する確認書類を提出する必要がありますので、予めご了承下さい。なお、個人番号に関する情報は、受託会社から販売会社および弊社に共有されることはございません。

【ご注意点】

- 異議申立書につきましては、5頁目に記載の<必要記載事項>の記載漏れがないようお願いいたします。弊社から販売会社へ記載内容の確認を行ないますので、部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等には、異議申立の意思表示が無効となる場合があります。

以上